



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価(送料共)1か月2,200円

## 目次 (\*については県法規集掲載事項)

### ○ 条例

- \*125 和歌山県情報公開条例の一部を改正する条例 (総務学事課)
- \*126 和歌山県個人情報保護条例の一部を改正する条例 ( " )
- \*127 和歌山県振興局設置条例の一部を改正する条例 (人事課)
- \*128 和歌山県県税事務所設置条例 (税務課)
- \*129 和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (市町村課)
- \*130 和歌山県ふるさと自然公園国民休養地設置及び管理条例の一部を改正する条例 (環境生活総務課)
- \*131 和歌山県リサイクル製品の認定及び利用の促進に関する条例 (循環型社会推進課)
- \*132 和歌山県熊野川小口キャンプ村設置及び管理条例を廃止する条例 (観光振興課)
- \*133 和歌山県屋外広告物条例の一部を改正する条例 (都市政策課)
- \*134 和歌山県営住宅条例の一部を改正する条例 (住宅環境課)
- \*135 和歌山県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例 ( " )
- \*136 拡声器による暴騒音の規制に関する条例の一部を改正する条例 (警察本部)
- \*137 和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例 (文化国際課)

### 公布された条例のあらまし

#### ◇和歌山県情報公開条例の一部を改正する条例

##### 1 条例概要

県が設立した地方独立行政法人を情報公開の実施機関に加えるため、所要の改正を行いました。

- (1) 実施機関に県が設立した地方独立行政法人を加えることとしました。(第2条関係)
- (2) 県が設立した地方独立行政法人のした開示決定等の処分又は開示請求に係る不作為に対し、異議申立てができないことを明示しました。(第22条の2関係)

##### 2 施行期日

平成18年4月1日から施行します。

##### 3 経過措置

県が設立した地方独立行政法人の情報公開は、他の実施機関から承継した公文書については、当該実施機関において情報公開の対象となっていたものに限ることとしました。(附則第2項)

#### ◇和歌山県個人情報保護条例の一部を改正する条例

##### 1 条例概要

県が設立した地方独立行政法人及び地方三公社(和歌山県住宅供給公社、和歌山県道路公社及び和歌山県土地開発公社)を個人情報保護の実施機関に加えるために、所要の改正を行いました。

- (1) 県が設立した地方独立行政法人及び地方三公社を個人情報保護の実施機関に加えることとしました。(第2条関係)
- (2) 県が設立した地方独立行政法人又は地方三公社のした開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は不作為に対し、異議申立てができることを明示しました。(第43条の2関係)

##### 2 施行期日

平成18年4月1日から施行します。

#### ◇和歌山県振興局設置条例の一部を改正する条例

##### 1 条例概要

(1) 県税に関する事項を振興局の分掌事務から削除しました。(第1条関係)

(2) 漁港に関する振興局の所管区域の特例を廃止しました。(第3条関係)

## 2 施行期日

平成18年4月1日から施行します。

### ◇和歌山県県税事務所設置条例

#### 1 条例概要

人員を効果的に配置し、県税の賦課徴収体制を強化することを目的として、県税に関する事項を分掌させるため、県税事務所を設置することとしました。

(1) 県税事務所の名称、位置及び所管区域を定めました。(第2条関係)

(2) 所管区域の特例を定めました。(第3条関係)

## 2 施行期日

平成18年4月1日から施行します。

### ◇和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

#### 1 条例概要

地方自治法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、介護保険法等に基づく知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとしました。(第2条関係)

## 2 施行期日

平成18年4月1日から施行します。ただし、和歌山県公害防止条例に基づく事務については、平成18年1月1日から施行します。

### ◇和歌山県ふるさと自然公園国民休養地設置及び管理条例の一部を改正する条例

#### 1 条例概要

和歌山県ふるさと自然公園国民休養地の管理の事務を田辺市に委託することとしました。(第2条関係)

## 2 施行期日

平成18年4月1日から施行します。

### ◇和歌山県リサイクル製品の認定及び利用の促進に関する条例

#### 1 条例概要

リサイクル製品の認定及び認定リサイクル製品の利用の促進に関して必要な事項を定めました。

(1) リサイクル製品の製造、加工又は販売を行う者は、リサイクル製品が認定基準に適合していることについて、知事の認定を受けることができることとしました。(第5条関係)

(2) 認定リサイクル製品には、製品認定を受けた旨の表示をすることができることとしました。(第6条関係)

(3) 製品認定の有効期間は、製品認定の日から5年を経過する日の属する年度の末日までとしました。(第7条関係)

(4) 県は、認定リサイクル製品のうち規則で定めるものを、優先的に調達するように努めることとしました。(第10条関係)

## 2 施行期日

平成18年1月1日から施行します。ただし、第10条第2項の規定は、平成18年4月1日から施行します。

### ◇和歌山県熊野川小口キャンプ村設置及び管理条例を廃止する条例

#### 1 条例概要

和歌山県熊野川小口キャンプ村設置及び管理条例を廃止することとしました。

## 2 施行期日

平成18年1月1日から施行します。

### ◇和歌山県屋外広告物条例の一部を改正する条例

#### 1 条例概要

市町村合併に伴う規定整備を行いました。(別表関係)

2 施行期日

平成 18 年 1 月 1 日から施行します。ただし、橋本市・高野口町の合併及び白浜町・日置川町の合併に係る部分は、平成 18 年 3 月 1 日から施行します。

◇和歌山県営住宅条例の一部を改正する条例

1 条例概要

(1) 野上町・美里町の合併に伴う規定の整備をしました。(第 57 条関係)

(2) 公営住宅法第 4 条第 1 項の規定により、県営住宅又は共同施設の管理を市町村又は和歌山県住宅供給公社に行わせることができることとしました。(第 57 条関係)

2 施行期日

平成 18 年 4 月 1 日から施行します。ただし、野上町・美里町の合併に係る部分は、平成 18 年 1 月 1 日から施行します。

◇和歌山県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県特定公共賃貸住宅の管理の委託を廃止することとしました。(第 32 条関係)

2 施行期日

平成 18 年 4 月 1 日から施行します。

◇拡声機による暴騒音の規制に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

拡声機の音量の測定に用いる騒音計を計量法の検定に合格したものとする事としました。(別表関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

1 条例概要

一般旅券の再発給に係る手数料を廃止することとしました。(別表第 2 関係)

2 施行期日

旅券法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行します。

## 条 例

和歌山県情報公開条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 17 年 12 月 22 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

### 和歌山県条例第 125 号

和歌山県情報公開条例の一部を改正する条例

和歌山県情報公開条例(平成 13 年和歌山県条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「警察本部長」の次に「、県が設立した地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 118 号)第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)」を加え、同条第 2 項中「地方三公社」を「県が設立した地方独立行政法人及び地方三公社」に改める。

第 6 条第 1 項第 3 号中「及び地方三公社」を「、県が設立した地方独立行政法人及び地方三公社」に改

める。

第7条第2号ウ中「（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）」を削る。

第22条の2の見出し中「地方三公社」を「県が設立した地方独立行政法人及び地方三公社」に改め、同条中「地方三公社に対し」を「当該地方三公社に対し」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

県が設立した地方独立行政法人がした開示決定等又は県が設立した地方独立行政法人に対する開示請求に係る不作為について不服がある者は、当該地方独立行政法人に対し、行政不服審査法に基づく異議申立てをすることができる。

第38条第1項中「地方三公社」を「県が設立した地方独立行政法人及び地方三公社」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 改正後の和歌山県情報公開条例（以下「新条例」という。）第2章の規定は、県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）が保有する公文書（和歌山県情報公開条例第2条第2項に規定する公文書をいう。以下同じ。）で、他の実施機関（新条例第2条第1項に規定する実施機関をいう。以下同じ。）から承継したもののうち、当該実施機関の職員（地方三公社（新条例第2条第1項に規定する地方三公社をいう。以下同じ。）にあっては、役員を含む。）が平成13年3月31日（地方三公社にあっては、平成14年9月30日）以前に作成し、又は取得したものについては、適用しない。ただし、次に掲げる公文書については、この限りでない。

- (1) 平成13年3月31日以前に他の実施機関（議会、公安委員会、警察本部長及び地方三公社を除く。）の職員が職務上作成し、又は取得した公文書であって、平成5年4月1日から平成13年3月31日までの間に決裁又は供覧等の手続が終了した文書、図画及び写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）

- (2) 平成13年3月31日以前に他の実施機関（地方三公社を除く。）の職員が職務上作成し、又は取得した公文書であって、平成13年4月1日以後に決裁又は供覧等の手続が終了した文書、図画及び写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）

- 3 この条例施行の際現にされている改正前の和歌山県情報公開条例（以下「旧条例」という。）第6条第1項の規定に基づく公文書の開示の請求（以下「旧開示請求」という。）又は旧条例附則第3項の規定に基づく公文書の開示の申出のうち、県が設立した地方独立行政法人が他の実施機関から承継した公文書に係るものについては、それぞれ当該地方独立行政法人に対してされている新条例第6条第1項の規定に基づく公文書の開示の請求又は新条例附則第3項の規定に基づく公文書の開示の申出とみなす。

- 4 この条例施行の際現に行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づき実施機関が行った開示決定等（和歌山県情報公開条例第12条第1項に規定する開示決定等をいう。）又は実施機関に対する

旧開示請求に係る不作為に対してされている不服申立てのうち、県が設立した地方独立行政法人が当該実施機関から承継した公文書に係るものについては、当該地方独立行政法人に対してされている不服申立てとみなす。

和歌山県個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年12月22日

和歌山県知事 木村良樹

#### 和歌山県条例第126号

和歌山県個人情報保護条例の一部を改正する条例

和歌山県個人情報保護条例(平成14年和歌山県条例第66号)の一部を次のように改正する。

目次中「第43条」を「第43条の2」に改める。

第2条第2号中「及び内水面漁場管理委員会」を「、内水面漁場管理委員会、県が設立した地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)並びに和歌山県住宅供給公社、和歌山県道路公社及び和歌山県土地開発公社(以下「地方三公社」という。)」に改め、同条第3号中「実施機関の職員が職務上」を「実施機関の職員(県が設立した地方独立行政法人及び地方三公社にあっては、役員を含む。以下同じ。)が職務上」に改め、同条第4号中「及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)」を「、地方独立行政法人及び地方三公社」に改める。

第6条第3項第3号中「若しくは地方独立行政法人」を「、地方独立行政法人又は地方三公社」に改める。

第11条第1項中「指定管理者」の次に「(県が設立した地方独立行政法人及び地方三公社を除く。以下この条において同じ。)」を加える。

第15条第1項第8号中「及び内水面漁場管理委員会」を「、内水面漁場管理委員会、県が設立した地方独立行政法人及び地方三公社」に改め、同条第3項第1号中「県の職員」を「実施機関の職員」に改める。

第18条第2号イ中「地方独立行政法人」の次に「及び地方三公社」を加え、同条第5号中「並びに国」を「、国」に、「及び地方独立行政法人」を「、地方独立行政法人及び地方三公社」に改め、同条第6号中「又は国」を「、国」に、「若しくは地方独立行政法人」を「、地方独立行政法人又は地方三公社」に改め、同号イ及びオ中「又は地方独立行政法人」を「、地方独立行政法人又は地方三公社」に改める。

第23条第1項中「地方独立行政法人」の次に「、地方三公社」を加える。

第39条第2号中「及び第42条」を「、第42条及び第43条の2」に改め、同条第3号及び第4号中「除く。」の次に「第43条の2において同じ。」を加える。

第2章第4節中第43条の次に次の1条を加える。

(県が設立した地方独立行政法人及び地方三公社に対する異議申立て)

第43条の2 県が設立した地方独立行政法人がした開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は県が設立した地方独立行政法人に対する開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について不服がある者は、当該県が設立した地方独立行政法人に対し、行政不服審査法に基づく異議申立てを

することができる。

- 2 地方三公社がした開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は地方三公社に対する開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について不服がある者は、当該地方三公社に対し、行政不服審査法に基づく異議申立てをすることができる。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例施行の際現にされている改正前の和歌山県個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第16条第1項の規定に基づく開示の請求、旧条例第28条第1項の規定に基づく訂正の請求又は旧条例第34条第1項の規定に基づく措置の請求（以下「旧開示請求等」という。）のうち、県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）が他の実施機関（改正後の和歌山県個人情報保護条例（以下「新条例」という。）第2条第2号に規定する実施機関をいう。以下同じ。）から承継した保有個人情報（和歌山県個人情報保護条例第2条第3号に規定する保有個人情報をいう。以下同じ。）に係るものについては、それぞれ当該地方独立行政法人に対してされている新条例第16条第1項の規定に基づく開示の請求、新条例第28条第1項の規定に基づく訂正の請求又は新条例第34条第1項の規定に基づく措置の請求とみなす。
- 3 この条例施行の際現に行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づき実施機関が行った開示決定等（和歌山県個人情報保護条例第22条第1項に規定する開示決定等をいう。）、訂正決定等（同条例第32条第1項に規定する訂正決定等をいう。）若しくは利用停止決定等（同条例第38条第1項に規定する利用停止決定等をいう。）又は実施機関に対する旧開示請求等に係る不作為に対してされている不服申立てのうち、県が設立した地方独立行政法人が当該実施機関から承継した保有個人情報に係るものについては、当該地方独立行政法人に対してされている不服申立てとみなす。
- 4 この条例施行の際現に実施機関（和歌山県住宅供給公社、和歌山県道路公社及び和歌山県土地開発公社に限る。）において行われている個人情報取扱事務に係る新条例第15条第2項の規定の適用については、同項中「を新たに開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは「で現に行われているものについては、平成18年4月1日以後、遅滞なく」とする。

（和歌山県個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 5 和歌山県個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成17年和歌山県条例第5号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「この条例の施行の日」を「平成18年4月1日」に改める。

---

和歌山県振興局設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年12月22日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県条例第127号

## 和歌山県振興局設置条例の一部を改正する条例

和歌山県振興局設置条例(平成9年和歌山県条例第45号)の一部を次のように改正する。

第1条中第7号を削り、第8号を第7号とする。

第3条第1項中「、西牟婁振興局及び東牟婁振興局」を「及び西牟婁振興局」に改め、同項の表東牟婁振興局の項を削り、同条第2項を削り、同条第3項中「(漁港に関するものを除く。)」を削り、同項を同条第2項とし、同条第4項を削る。

第4条中「第8号」を「第7号」に改める。

## 附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

和歌山県県税事務所設置条例をここに公布する。

平成17年12月22日

和歌山県知事 木村良樹

## 和歌山県条例第128号

## 和歌山県県税事務所設置条例

## (設置)

第1条 知事の権限に属する事務のうち地域に係る県税に関する事項を分掌させるため、この条例の定めるところにより、県税事務所を設置する。

## (名称、位置及び所管区域)

第2条 県税事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所 管 区 域
和歌山県税事務所	和歌山市	和歌山市、海南市、海草郡
紀北県税事務所	那賀郡岩出町	橋本市、紀の川市、那賀郡、伊都郡
紀中県税事務所	有田郡湯浅町	有田市、御坊市、有田郡、日高郡
紀南県税事務所	田辺市	田辺市、新宮市、西牟婁郡、東牟婁郡

## (所管区域の特例)

第3条 前条の規定にかかわらず、県税に関する事項のうち県民税の利子割、配当割及び株式等譲渡所得割に係る徴収金の賦課徴収及び過料の徴収に関するものに係る和歌山県税事務所の所管区域は、県内全域とする。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(和歌山県税条例の一部改正)

2 和歌山県税条例（昭和25年和歌山県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第3条の2の見出し及び同条第1項中「振興局」を「県税事務所」に改め、同条第2項中「海草振興局長」を「和歌山県税事務所長」に改め、同条第3項及び第4項中「振興局」を「県税事務所」に改める。

第5条第1項及び第3項、第13条、第19条第1項、第42条の7第1項、第42条の21第1項、第42条の38第1項、第66条第1項、第80条第1項、第95条第1項並びに附則第5項の2（見出しを含む。）中「振興局」を「県税事務所」に改める。

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

3 職員の特殊勤務手当に関する条例（平成12年和歌山県条例第65号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「振興局」を「県税事務所」に改める。

和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 17 年 12 月 22 日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県条例第129号

和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

和歌山県の事務処理の特例に関する条例（平成11年和歌山県条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条の表14の項中「及び第51条第2項」を「、第35条の3第1項及び第2項並びに第51条第2項」に改め、同表31の項を削り、同表32の項中「各市」を「各市町村」に改め、同項を同表31の項とし、同表33の項から同表43の項までを1項ずつ繰り上げる。

第2条の表に次のように加える。

<p>43 地方自治法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第9条の5第1項及び第260条第1項の規定による届出の受理</p> <p>(2) 法第9条の5第2項及び第260条第2項の規定による告示</p>	<p>各市町村</p>
<p>44 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下この項及び次項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（(1)、(2)及び(4)から(6)までに掲げる事務にあっては、(3)の届出に係るものに限る。）</p> <p>(1) 法第16条の2第2項の規定による命令</p>	<p>和歌山市</p>



<ul style="list-style-type: none"> <li>(2) 法第35条の5の規定による命令</li> <li>(3) 法第38条の3の規定による届出の受理</li> <li>(4) 法第82条第1項の規定による報告の徴収</li> <li>(5) 法第83条第3項の規定による立入検査、質問及び収去</li> <li>(6) 法第87条第1項の規定による通報</li> </ul>	
<p>45 法に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 法第38条の3の規定による届出の受理</li> <li>(2) 法第87条第1項の規定による通報 ((1)の届出に係るものに限る。)</li> </ul>	<p>各市町村 (和歌山市を除く。)</p>
<p>46 介護保険法 (平成9年法律第123号。以下この項において「法」という。) に基づく事務のうち、次に掲げるもの ((1)及び(5)から(12)までに掲げる事務にあつては、(2)、(3)及び(4)の指定に係るものに限る。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 法第24条第1項及び第2項の規定による命令及び質問</li> <li>(2) 法第41条第1項の規定による指定 (特別養護老人ホーム (老人福祉法 (昭和38年法律第133号) 第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下この項において同じ。) 及び特別養護老人ホームに併設される事業所において行われる短期入所生活介護 (法第8条第9項に規定する短期入所生活介護をいう。) の事業に係るものに限る。)</li> <li>(3) 法第48条第1項第1号の規定による指定</li> <li>(4) 法第53条第1項の規定による指定 (特別養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに併設される事業所において行われる介護予防短期入所生活介護 (法第8条の2第9項に規定する介護予防短期入所生活介護をいう。) の事業に係るものに限る。)</li> <li>(5) 法第75条、第89条及び第115条の5の規定による届出の受理</li> <li>(6) 法第76条第1項、第90条第1項及び第115条の6第1項の規定による命令、出頭の要求、質問及び立入検査</li> <li>(7) 法第76条の2第1項、第91条の2第1項及び第115条の7第1項の規定による勧告</li> <li>(8) 法第76条の2第2項、第91条の2第2項及び第115条の7第2項の規定による公表</li> <li>(9) 法第76条の2第3項、第91条の2第3項及び第115条の7第3項の規定による命令</li> </ul>	<p>和歌山市</p>

- |  |
|--|
| (10) 法第76条の2第4項、第91条の2第4項及び第115条の7第4項の規定による公示                    |
| (11) 法第77条第1項、第92条第1項、第115条の8第1項及び第115条の29第6項の規定による指定の取消し及び効力の停止 |
| (12) 法第78条、第93条及び第115条の9の規定による公示                                 |

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第2条の表14の項の改正規定は、同年1月1日から施行する。

和歌山県ふるさと自然公園国民休養地設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年12月22日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県条例第130号

和歌山県ふるさと自然公園国民休養地設置及び管理条例の一部を改正する条例

和歌山県ふるさと自然公園国民休養地設置及び管理条例(平成7年和歌山県条例第12号)の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「(管理)」に改め、同条第1項中「第244条の2第3項」を「第252条の14第1項」に改め、同条第2項を削る。

第3条を削る。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

和歌山県リサイクル製品の認定及び利用の促進に関する条例をここに公布する。

平成17年12月22日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県条例第131号

和歌山県リサイクル製品の認定及び利用の促進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、リサイクル製品の認定及び認定リサイクル製品の利用の促進に関して必要な事項を定めることにより、資源の循環的な利用の促進及びリサイクル産業(リサイクル製品の製造又は加工を行う事業が属する業種をいう。以下同じ。)の育成を図り、もって循環型社会の形成に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) リサイクル製品 循環資源(循環型社会形成推進基本法(平成12年法律第110号)第2条第3項に

規定する循環資源をいう。以下同じ。）を原材料の全部又は一部として製造され、又は加工される製品をいう。

(2) 認定リサイクル製品 第5条第1項の認定を受けたリサイクル製品をいう。

(県の責務)

第3条 県は、認定リサイクル製品の利用を促進するために必要な措置を講ずるものとする。

(事業者及び県民の責務)

第4条 事業者及び県民は、物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合には、できる限り認定リサイクル製品又は認定リサイクル製品を用いて提供される役務を選択するよう努めるものとする。

(認定)

第5条 リサイクル製品の製造、加工又は販売を行う者は、当該リサイクル製品が次に掲げる基準（以下「認定基準」という。）のいずれにも適合していることについて、知事の認定を受けることができる。

(1) 県内における廃棄物の減量化及び再資源化の推進に寄与するものとして規則で定める要件を満たすこと。

(2) 生活環境の保全のために必要な措置が講じられている事業場において製造され、又は加工されていること。

(3) 前2号に掲げる基準のほか品質、安全性その他必要な事項について規則で定める基準

2 前項の認定（以下「製品認定」という。）を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) リサイクル製品が製造され、又は加工される事業場の所在地

(3) リサイクル製品の品目及び用途

(4) リサイクル製品の原材料の種類、性状及び数量

(5) リサイクル製品の製造又は加工の方法

(6) その他規則で定める事項

3 知事は、製品認定の申請に係るリサイクル製品が認定基準のいずれにも適合していると認められるときは、製品認定をするものとする。

4 知事は、製品認定をしようとするときは、あらかじめ、優れた識見を有する者の意見を聴くものとする。

5 知事は、製品認定をしたときは、規則で定めるところにより、申請者に通知するとともに、その旨を公表するものとする。

(表示)

第6条 製品認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）及び認定事業者がリサイクル製品の販売を行う者である場合における認定リサイクル製品の製造又は加工を行う者（以下これらを「認定事業者等」という。）は、規則で定めるところにより、認定リサイクル製品につき製品認定を受けた旨の表示をすることができる。

2 何人も、認定リサイクル製品以外の製品に、前項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(製品認定の有効期間)

第7条 製品認定の有効期間は、製品認定の日から5年を経過する日の属する年度の末日までの期間とする。

(変更等の届出)

第8条 認定事業者は、認定リサイクル製品について第5条第2項各号に掲げる事項に変更が生じたとき、又は認定リサイクル製品が製造されなくなったとき若しくは加工されなくなったときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

(認定の取消し)

第9条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、製品認定を取り消すことができる。

- (1) 認定リサイクル製品が認定基準のいずれかに適合しなくなったとき。
- (2) 認定事業者が偽りその他不正の手段により製品認定を受けたとき。
- (3) 認定事業者が前条の規定に違反したとき。

2 知事は、前項の規定により製品認定を取り消したときは、その旨を公表するものとする。

(県の調達義務等)

第10条 県は、県の行う工事又は物品の調達において、県内におけるリサイクル産業の振興に寄与する認定リサイクル製品として規則で定めるものを、その性能、品質、数量、価格等について考慮し、優先的に使用し、又は購入するよう努めるものとする。

2 知事は、毎年度、前項の規則で定める認定リサイクル製品の使用及び購入の状況を公表するものとする。

(市町村への要請等)

第11条 県は、市町村に対し、認定リサイクル製品の利用を促進するための情報の提供を行うとともに、その利用の促進に配慮するよう要請するものとする。

(立入検査等)

第12条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、認定事業者等若しくは認定事業者等に循環資源を供給する者(以下「循環資源供給者」という。)に対し、認定リサイクル製品の製造若しくは加工の方法その他必要な事項に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、認定事業者等若しくは循環資源供給者の事業場に立ち入り、認定リサイクル製品の製造若しくは加工の状況に関し、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成18年1月1日から施行する。ただし、第10条第2項の規定は、同年4月1日から施行

する。

---

和歌山県熊野川小口キャンプ村設置及び管理条例を廃止する条例をここに公布する。

平成17年12月22日

和歌山県知事 木村良樹

**和歌山県条例第132号**

和歌山県熊野川小口キャンプ村設置及び管理条例を廃止する条例

和歌山県熊野川小口キャンプ村設置及び管理条例(平成11年和歌山県条例第13号)は、廃止する。

附 則

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

---

和歌山県屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年12月22日

和歌山県知事 木村良樹

**和歌山県条例第133号**

和歌山県屋外広告物条例の一部を改正する条例

和歌山県屋外広告物条例(昭和59年和歌山県条例第10号)の一部を次のように改正する。

別表中「野上町」を「紀美野町(知事が指定する区域を除く。)」に、「高野口町 九度山町」を「九度山町」に、「吉備町 金屋町」を「有田川町(知事が指定する区域を除く。)」に、「白浜町」を「白浜町(知事が指定する区域を除く。)」に改める。

附 則

この条例は、平成18年1月1日から施行する。ただし、別表の改正規定(「高野口町 九度山町」を「九度山町」に改める部分及び「白浜町」を「白浜町(知事が指定する区域を除く。)」に改める部分に限る。)は、平成18年3月1日から施行する。

---

和歌山県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する

平成17年12月22日

和歌山県知事 木村良樹

**和歌山県条例第134号**

和歌山県営住宅条例の一部を改正する条例

第1条 和歌山県営住宅条例(平成9年和歌山県条例第42号)の一部を次のように改正する。

第57条第1項中「野上町」を「紀美野町」に改める。

第2条 和歌山県営住宅条例の一部を次のように改正する。

第2条第5号を削る。

第5条中「次に」を「次の各号に」に改める。

第48条第1号中「及び第57条第2項第1号」を削る。

第55条を次のように改める。

(公営住宅監理員及び県営住宅管理人)

第55条 知事は、法第33条第1項の規定に基づき、県営住宅及び共同施設の管理に関する事務をつかさどり、県営住宅及びその環境を良好な状態に維持するよう入居者に必要な指導を与えるため、公営住宅監理員を置くものとする。

- 2 公営住宅監理員は、知事がその職員のうちから任命する。
- 3 知事は、公営住宅監理員の職務を補助させるため、県営住宅管理人を置くことができる。
- 4 前3項に規定するもののほか、公営住宅監理員及び県営住宅管理人に関し必要な事項は、規則で定める。

第56条第1項中「県営住宅監理員」を「公営住宅監理員」に改める。

第57条を次のように改める。

(管理の代行)

第57条 知事は、法第47条第1項の規定により、県営住宅又は共同施設の管理（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関することを除く。以下この条において同じ。）を市町村又は和歌山県住宅供給公社に行わせることができる。

- 2 知事は、前項の規定により県営住宅又は共同施設の管理を行わせる場合においては、次に掲げる権限を市町村又は和歌山県住宅供給公社に行わせることができる。

- (1) 第4条第1項の規定により入居者を公募し、又は第5条（同条第4号を除く。）の規定により特定の者を県営住宅に入居させること。
- (2) 第9条第1項又は第2項の規定により入居予定者を決定すること。
- (3) 第10条第1項の規定により入居者を決定し、又は同条第2項若しくは第3項の規定により入居決定者に通知すること。
- (4) 第11条第1項の規定により補欠入居予定者を定め、又は同条第2項の規定により補欠入居予定者の中から入居予定者を決定すること。
- (5) 第12条第2項の規定により別に指示する期間内に同条第1項に掲げる手続をしなければならないこととし、同条第3項の規定により連帯保証人の連署を必要としないこととし、同条第4項の規定により入居の決定を取り消し、同条第5項の規定により入居決定者に入居可能日を通知し、同条第6項ただし書に規定する承認をし、又は同条第7項の規定による届出を受理すること。
- (6) 第13条第1項に規定する承認をすること。
- (7) 第14条第1項に規定する承認をし、同条第3項の規定により連帯保証人の連署を必要としないこととし、又は同条第4項の規定により承認を取り消すこと。
- (8) 第23条の規定による届出を受理すること。
- (9) 第25条ただし書に規定する承認をすること。
- (10) 第26条第1項ただし書に規定する承認をすること。
- (11) 第30条第1項の規定により高額所得者に対し明渡しを請求し、又は同条第4項の規定により期限を延長すること。
- (12) 第33条第1項の規定により第30条第1項の規定による明渡しに関し入居者の収入の状況に

ついて報告を求め、若しくは書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求め、又は第 33 条第 2 項の規定により当該職員を指定すること。

- (13) 第 38 条の規定による届出を受理し、又は同条に規定する検査をすること。
- (14) 第 39 条第 1 項の規定により入居者に対し明渡しを請求し、又は同条第 5 項若しくは第 6 項の規定により入居者に通知すること。
- (15) 第 50 条第 1 項若しくは第 2 項の規定により駐車場の使用者を決定し、同条第 3 項の規定により決定に条件を付し、又は同条第 4 項の規定により使用の決定及び駐車場の使用開始日を通知すること。
- (16) 第 52 条第 1 項の規定により駐車場の使用者に対して明渡しを請求すること。
- (17) 第 55 条第 2 項の規定により公営住宅監理員を任命し、又は同条第 3 項の規定により県営住宅管理人を置くこと。

3 第 1 項の規定により市町村又は和歌山県住宅供給公社が県営住宅又は共同施設の管理を行う場合における第 3 章、第 6 章及び第 55 条の規定の適用については、これらの規定（第 9 条、第 15 条第 2 項、第 16 条、第 17 条第 1 項及び第 4 項、第 18 条、第 19 条第 1 項及び第 2 項、第 20 条、第 27 条、第 31 条第 2 項、第 32 条、第 34 条第 1 項及び第 3 項、第 35 条、第 36 条、第 37 条、第 39 条第 3 項及び第 4 項、第 49 条、第 50 条第 1 項及び第 5 項並びに第 54 条を除く。）中「知事」とあるのは「市町村の長又は和歌山県住宅供給公社の理事長」と読み替えるほか、次の表の左欄に掲げる規定のうち同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 5 条	各号	各号（第 4 号を除く。）
第 9 条	知事は	市町村の長又は和歌山県住宅供給公社の理事長は
第 32 条第 1 項	知事	知事又は市町村の長若しくは和歌山県住宅供給公社の理事長
第 33 条第 1 項	第 15 条第 1 項若しくは第 29 条の規定による家賃の決定、第 18 条（第 31 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第 19 条第 2 項の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第 30 条第 1 項の規定による明渡しの請求又は法第 40 条第 1 項の規定による県営住宅の入居の措置	第 30 条第 1 項の規定による明渡しの請求

第39条第3項及び第4項	同項	市町村の長又は和歌山県住宅供給公社の理事長が同項
第50条第1項	知事は	市町村の長又は和歌山県住宅供給公社の理事長は

附 則

この条例中第1条の規定は平成18年1月1日から、第2条の規定は同年4月1日から施行する。

和歌山県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 17 年 12 月 22 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

和歌山県条例第135号

和歌山県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例

和歌山県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例（平成7年和歌山県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第32条を削り、第33条を第32条とする。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

拡声機による暴騒音の規制に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 17 年 12 月 22 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

和歌山県条例第136号

拡声機による暴騒音の規制に関する条例の一部を改正する条例

拡声機による暴騒音の規制に関する条例（平成4年和歌山県条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表備考1中「日本工業規格C1502に定める普通騒音計、日本工業規格C1505に定める精密騒音計又はこれらと同等以上の性能を持つ測定器」を「計量法（平成4年法律第51号）第71条第1項の規定により検定に合格した騒音計」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 17 年 12 月 20 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

和歌山県条例第137号



和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表第2第8項第1号中「第7条第1項及び第2項」を「第8条第1項及び第2項」に改め、同項第2号中「第8条第1項」を「第9条第1項」に、「第7条第1項」を「第8条第1項」に改め、同項第3号中「第9条第1項ただし書」を「第10条第1項ただし書」に、「第7条第1項」を「第8条第1項」に改め、同項第4号を削り、同項第5号中「第7条第1項」を「第8条第1項」に改め、同号を同項第4号とする。

附 則

この条例は、旅券法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第55号）の施行の日から施行する。